平成２１年（フ）第４６３７号
大阪府豊中市緑丘３丁目23―２、開始決定時の住所大阪府箕面市今宮４丁目20番２号
破産者　宮脇　美次
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５４０号
大阪市住之江区粉浜西３―１―４―838、住民票上の住所大阪市大正区平尾５丁目14番１号
破産者　山本由美子
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３６６号
大阪府大東市野崎１丁目１番23号　野崎コーポ203号
破産者　田代　龍二
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５９号
神戸市北区鈴蘭台北町１丁目18番11号
破産者　辻　　則昭
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７０７号
神戸市垂水区舞多聞西３丁目２番27号、開始決定時の住所神戸市垂水区学が丘５丁目２番520―101号、従前の住所兵庫県三木市緑が丘町西３丁目６番地の38
破産者　戸田　　喬
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５８号
神戸市長田区檜川町２丁目５番３号
破産者　森口　卓二
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７１号
熊本市東区新外３丁目８番８号、前住所熊本市東区小峯４丁目２番25号　ヴィラフェザントⅡ108号
破産者　光永　孝弘
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４２号
北海道苫小牧市明野新町２丁目３番11―203号
破産者　渋川　雅子
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２２３号
新潟県南魚沼市吉山新田235番地
破産者　貝瀬　喜一
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１１７２号
京都府八幡市八幡三反長９番地の77
破産者　中村　政博
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５０９号
兵庫県尼崎市東難波町１丁目１番４―608号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目16番６号
破産者　石田　弘宣
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０号
兵庫県姫路市安富町長野388番地９　アピアやすとみ1111号、開始決定時の住所兵庫県たつの市揖西町南山１丁目86番地
破産者　福井　　敏
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１２７９号
広島市南区皆実町６丁目18番12号
破産者　浜下　博光
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７７号
広島県廿日市市地御前北１丁目９番21号
破産者　尾田　幸男
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０号
広島県東広島市西条町御薗宇6875番地、破産手続開始時の住所愛媛県宇和島市吉田町立間１番耕地3677番地12
破産者　堀原　雅昭
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第３３９号
宮崎県児湯郡川南町大字川南22690番地
破産者　野津手宣敬
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係